

公的研究費等の不正防止に関する基本方針

令和2年5月20日
学 長 決 定
(令和7年3月31日改正)

1. 趣旨

情報経営イノベーション専門職大学（以下「本学」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）に基づき、国又は独立行政法人から本学に配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費」という。）について、不正使用を防止し、適正な管理・監査を行うために必要となる事項を定めるものである。

2. 責任体制の明確化

公的研究費の運営・管理を適正に行うため、本学の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して本学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表する。

(1) 最高管理責任者

ア 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括して最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。

イ 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとする。また、統括管理責任者等が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切に指導力を発揮するものとする。

(2) 統括管理責任者

ア 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐して公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、副学長をもって充てる。

イ 統括管理責任者は、不正防止策の基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに最高管理責任者に報告するものとする。

(3) コンプライアンス推進責任者

ア コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、公的研究費の運営・管理に関する具体的な対策を実施する責任と権限を持つ者とし、学部長をもって充てる。

イ コンプライアンス推進責任者は、不正防止対策を実施し、実施状況を確認して統括管理責任者に報告するものとする。また、公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に対してコンプライアンス教育を実施してその受講管理をするとともに、公的研究費について適切な管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導するものとする。

(4) 事務責任者

本学における公的研究費の運営・管理について、前号に規定するコンプライアンス推進責任者を補佐するために事務責任者を置き、事務局長をもって充てる。

3. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

事務処理に関する職務権限やルールを明確化し、周知する。また、コンプライアンス教育を確実に実施し、不正防止対策に関する関係者の意識を向上させ、抑止機能を備えた環境を構築する。

(1) ルールの明確化・統一化

公的研究費の使用及び事務処理手続きに関するルールを明確にし、公的研究費の運営管理に関わる全ての構成員に周知する。

- ・ 情報経営イノベーション専門職大学公的研究費取扱要領

(2) 職務権限の明確化

公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないように適切な職務分掌を定める。

- ・ 情報経営イノベーション専門職大学における公的研究費の管理・監査に関する規程

(3) 関係者の意識向上

公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に本学の不正使用防止に関するルール等のコンプライアンス教育を実施し、意識の向上を図るとともに誓約書等の提出を求める。

- ・ 情報経営イノベーション専門職大学における研究活動及び公的資金の使用に係る公平性確保に関する規則
- ・ 情報経営イノベーション専門職大学における研究活動行動規範

4. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正防止計画推進委員会を設置し、公的研究費の不正使用を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画の策定・実施を推進する。

- ・ 情報経営イノベーション専門職大学における公的研究の不正防止計画

5. 公的研究費の適正な運営・管理活動

(1) 研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。

(2) 発注・検収業務については、当事者以外によるチェックが有効に機能する体制を強化する。

(3) 不正な取引に関与した取引業者には、厳正な対応をする。

6. 情報発信・共有化の推進

公的研究費の不正使用の早期発見、是正を図ることを目的に、不正な使用又は恐れがある行為に対して、誰でも通報・相談できる窓口を置く。

- ・ 情報経営イノベーション専門職大学における研究活動及び公的資金の使用に係る公平性確保に関する規則

7. モニタリングの実施

公的研究費の適正な管理のため、法人事務局の監査及びモニタリングを行う体制の整備をする。

- ・ 情報経営イノベーション専門職大学公的研究費の管理・監査に関する規程

以上